

久喜市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

久喜市職員の分限に関する条例(平成22年久喜市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「医師2人」の次に「(同号の規定に該当するものとして職員を休職する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、医師1人)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。